

<必要書類早見表>

必要書類	区分	市内で被災し市内に代替	市外で被災し市内に代替
償却資産申告書		○	○
(1) 被災代替償却資産特例申告書		○	○
(2) 代替償却資産対照表		○	○
(3) 被災償却資産が震災等により滅失又は損壊した旨を証する書類		△ 減免適用済 の場合は不 要	○
(4) 被災償却資産が所在したことを証する書類		不要	○
(5) 代替償却資産に対し最初に固定資産税を課する年度において、被災償却資産が償却資産課税台帳上、登録されていないことを証する書類		不要	○

※その他必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合があります。

(例)

- ・ 災害発生の年の1月2日から災害発生前日までの間に取得し、災害発生時に被災地に所在、所有したことを証する書類（納品書（写）、売買契約書（写）等）
- ・ 代替償却資産の取得者が被災償却資産の所有者の相続人である場合は、相続人であることを証する書類（戸籍謄本（写）等）
- ・ 代替償却資産の取得者が合併または分割承継法人である場合は、合併又は分割承継法人であることを証する書類（登記簿謄本（写）等）